

福井県内水面漁場管理委員会議事録

- 1 日時 令和5年5月17日（水）午後1時30分～
- 2 場所 福井市大手2-8-10 福井県水産会館6階 大ホール
- 3 出席者
委員：原田進男、此下美千雄、田辺喜代春、竹原正二、天谷菜海、橋本恵美、田原大輔、水口亜樹、坂口奈美
事務局：石田書記長、石本書記長補佐、西口書記長補佐、児玉書記、小竹原書記、長島書記、柘植書記
- 4 欠席者
委員：多田照代
- 5 会長あいさつ（略）
- 6 農林水産部副部長あいさつ（略）
- 7 議事録署名委員：田辺喜代春、橋本恵美
- 8 議 事
 - (1) 諮問事項
 - ・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（2組合分）
 - ・第15次漁業権免許に関する内水面議場計画（案）について（答申）
 - (2) その他
 - ・議事録署名員指名

原田会長：では、議事に入ります前に議事録署名委員を指名いたします。本日の署名委員は、田辺委員と橋本委員にお願いいたします。

・第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（2組合分）

原田会長：それでは、議事に入ります。

まず、諮問事項である第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について、今回は2件申請が出されております。

1件目の竹田川漁業協同組合の件について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：よろしく申し上げます。

本議題において用いる資料がA4ホチキス止めの資料1と書かれたもので、一番上には「資料1参考」と書いてあるものですが、その中に資料1-1と1-2が含まれております。

不足等ありましたらお申出ください。

今回は内水面漁業協同組合の遊漁規則の変更の認可につきまして、2つの組合から申請があり、県から諮問が来ております。手続の流れ等共通の部分がございますので、変更認可の制度の部分につきまして、まず初めに少し説明をさせていただきます。

資料1の表紙から御覧ください。

委員の皆様には何度も御審議をいただいている内容となりますが、漁協が遊漁規則の変更をしようとする場合、まずは組合の総会において決議を採る必要がございます。その総会を通過した後、県へと申請をするのですが、これを受けた県は、認可に際し、この内水面漁場管理委員会に意見を聞かねばならないというような規定が漁業法の第129条に規定をされております。これが今回の2件の諮問の根拠となります。

本委員会では、これらの諮問を受け、今回の遊漁規則の変更の内容を審議し、変更が適当であるもしくは適当でないというような答申をいたします。その答申を受け、県はその遊漁規則が法律の第129条第5号の各号、資料1ページめくったところに2ページ目に載せてございますが、これらの基準を満たすことを確認して認可し、変更後の遊漁規則が運用可能になるというようなこととなります。あわせて、県知事は県報に公示も行います。

また、県のほうへ提出された書類につきまして、3ページ目に必要書類の確認を行ったチェック表がございます。2つの組合、2件とも必要な書類はそろっており、このうち審議に必要と判断される遊漁規則の内容については、今回の資料に添付をさせていただいております。

制度面の説明は以上としまして、内容に移らせていただきます。

これから御説明するのが竹田川漁業協同組合の第五種共同漁業権の遊漁規則の変更認可につきましてで、用いる資料が4ページ目から始まる資料1-1からとなっております。

変更の概要としましては、4ページでございますとおり、3点の変更があります。

まず1番から御説明しますと、あゆ漁業におけるルアーの使用を規則の中で明示するというような変更になります。

昨今急増するあゆのルアー釣りに対応するため、竹田川漁協は、今までルアーを用いる遊漁者向けの釣りイベント等を開催し、試行や調査を重ねており、今回それを規則化して、あゆ釣りにおいてルアーの使用を明確に認めるというような変更となります。

2番目は、遊漁券取扱店、販売店さんの変更となります。1店舗増えたため、規則の取扱店一覧表へ追記をいたします。

3番目については、遊漁規則の中にオンラインシステムの遊漁の申請の規定を追記するものであります。ただ、これまでもフィッシュパス等システムの活用は行われていたため、規則上に明記する目的への変更となり、実務上には影響がないものです。

今まではオンラインで遊漁券を購入する場合であっても、遊漁券を納める販売店をそのシステム上で選択でき、かつその販売店というものは遊漁規則の中の販売店一覧表に規定されている店舗であったため、規則上システムの記載がなくとも特段の問題はないというように県のほうで整理して運用をしておりました。

ただ、今回、漁業権の一斉免許を控え、水産庁がより現況に沿った遊漁規則の作成例を公開しておきまして、その考え方と書きぶりについて統一されたものが示されたため、それに合わせる形でこのように明記をする運びとなった次第です。

なお、ほかの漁協につきましても、漁業権免許に伴う9月の一斉認可の際に同様の表現を追加するようにお願いをしておきまして、5月末頃に開催を予定している免許申請説明会でも改めて御説明をさせていただく予定としております。

これら3点の変更を規則の中に落とし込んだ表現とした新旧対照表がその次、5ページにございまして、赤字が変更部分となっております。

また、6ページに県知事からの諮問文がありますので、朗読させていただきます。

福井県内水面漁場管理委員会会長、原田進男様。

福井県知事、杉本達治。

第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について（諮問）。

福井県坂井市丸岡町山竹田113-19 竹田川漁業協同組合代表理事組合長 坂本 貞一 から第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更にかかる認可申請がありましたので、当該認可の適否について貴委員会の意見を伺いたく、漁業法第129条第4項の規定により諮問します。

記。漁業規則の内容審議事項。

(1) 遊漁を不当に制限するものではないかどうか。

(2) 遊漁の額が当該漁業権に関する水産動植物の増殖および漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであるかどうか。

資料の7ページ以降11ページまでは、竹田川漁協より実際に提出のあった改正後の遊漁規則がついております。先ほどの新旧対照表の全体といったところで、さきに御説明したとおりですので、こちらの説明は省略をさせていただきます。

これらの変更の内容につきましては、遊漁を不当に制限するものではないため、変更を認可することが適当であると考えます。

資料1-1、竹田川漁協の遊漁規則変更についての説明は以上となります。

御審議のほどよろしくお願いいたします。

原田会長：ただいま説明がございました遊漁規則の改正について、委員の皆様から御意見がございましたらお願いをいたします。

田原委員：2点教えてほしいんですけど、まず1点目が、結構最近、全国どこもあゆのルアー釣りが盛んになってきているんですけど、ここにきちっと明記するというのは、遊漁業、遊漁券がこれで取れるというか、支払わないとできない漁法になるということですか。

事務局：今まで明記をしていなかったもので、ルアー釣りは漁協さんが規則の中でルアー釣りを認めるというような形になっていなかった。ただ、現場のほうではいろんな見解があるので、いいよということもあったかもしれないんですけども、規則の中に明示することであゆの遊漁券を買ってルアー釣りをするというのが認められるようになったというようなことです。

田原委員：多分、ほかの河川、まだ漁協さんと、今回、多分「ルアー」と明示したの初めてだと思うんですけど、ほかの漁協で、例えば多分、ルアーがこれから増えてきたときにそれは漁協内の取決めじゃないけど、内諾でいいよってなればやってもいいし、駄目ということも言えるわけじゃないですか。その辺りがどういうふうなあれになっているのか、ちょっと教えてほしいです。

すごく多分これから増えてきそうな事例だと思うんですけど。

事務局：御説明します。

実は今回に当たって水産課の中でも大分議論しまして、まず漁法に関わらずあゆを釣るというのはもともとから遊漁券が必要というところについては全く変わりません。

あと、釣りの方法です。これが基本的に遊漁規則というのは制限しようとする場合に遊漁規則を定めると。今、この竿釣で括弧書きに竹田川も挙がっているんですけど、括弧書きで（友釣、毛針釣、空かけづり）であったのが、あゆのおとりルアーを使ってるのが友釣に入るのかどうなのかみたいな話で、基本的には明示しなくても含まれるというような考え方もできるし、中部さんではリールは駄目だということで（リールは除く）というような書き方をされているんです。

（リールは含む）とか、（ルアーは含む）というような書き方をしようとする、何も書かないでおけばもともとからできるのに「含む」と書くのもおかしい、という考えもありますが、書いておいたほうが遊漁者が理解しやすいだろうというのもあって、今回は出てきたとおりで認可をすることで考えております。

何も書かないと、リールもルアーもいいんですよというふうに県の方で勝手に解釈しちゃうと現場が混乱して、そういう思いじゃないというのがあるかもしれません。今後、アユイングという新しい釣り方で混乱してくることも考えられます。まず漁協の中で統一見解としてルアーはいいのか、延べ竿につけてるルアーはいいのか、リールは駄目なのかとかいうところを整理していただいた上で、この遊漁規則の書き方について議論していきたいところです。遊漁規則の書き方は組合の創意工夫によってそれぞれ違ってもいいんですが、ただ、その真意がきちっと伝わるように、例えばルアーが駄目なら（ルアーは除く）もしくは（おとりあゆに限る）、（リールは除く）とか、基本的には制限することを書くような形で整理していきたいなと思っておりますが、今年意見を聞きながら遊漁者及び監視のほう、現場が混乱しないよう、遊漁者、現場に趣旨がきちっと伝わるような書き方にしていきたいというふうに考えています。

田原委員：結構釣り雑誌とか見ると、関東の辺と関西は結構漁協によって判断違いますよね。よしとするところもあれば、全く禁止にするところもあるみたいなので。恐らく全国的に広まってきて、福井にも多分昔からあったのはあったんですけど、おとりアユの確保に使うぐらいだったのが、今はもうそれメインでルアー客という形で出てきそうなので、その辺りは状況見ながら早めに整理したほうがいいかなと思いました。

もう1点なんですけど、次に出てきたこの空かけづりというのは、これは昔の引っかけなんですか、これ。

事務局：あゆの空かけづりというのは、コロコロ釣り、転がし釣りです。

餌なり疑似餌で誘引せずに、竿と針を使って引っかけるといったやつです。

田原委員：例えば四国の辺の河川だと、昔から残ってる引っかけ。漁業としてちゃんと認められているんですけど、福井県内だとそれは今どこの漁協もないと。

事務局：はい。漁業調整規則で引っ掛けが禁止されています。引っ掛けが禁止されていて、調整規則でもあゆの空かけづりというのは禁止されているんですけど、九頭竜に当たっては期間を限定して可とするという形になっています。

田原委員：分かりました。ありがとうございました。

原田会長：ほかにありませんか。

竹原委員：そうだけど、いつかはどこかで統一しないといけないんじゃないか。

事務局：そうです。考え方は整理して。

竹原委員：遊漁者も迷う。あそこ行ったらこれはいい、こっち行ったらできないという。

事務局：そうですね。九頭竜川の4つの漁協の取締り会議のときにもそういうお話出たと思いますので、県のほうで考え方なり方針なりを立てていきたいというふうに思っております。

原田会長：何かほかに。

橋本委員：このルアー釣りの場合、普通の友釣のやり方と、この空かけというんですか転がしのやり方、2通りあると思うんですよ。これ、ルアーに針を七、八本つけて引くような形で釣るわけですね。これを空かけとしてみなすか友釣としてみなすか、これ判断難しいと思うんですよ。

このルアーというのは、もうここで明記するんだったらルアーから何センチまでの針の長さ、それを決めたほうがいいんじゃないかなと。

これ空かけのような形で6本も7本も針つけて引きずるような形で、それで釣れるんですよ。じゃ、転がしも解禁からオーケーかという形になると思うんです。これを、竹田川さんの場合は溪流が主ですので、あんまり転がしというのはそこまで考えていないんじゃないかなと思うんですよ。これが、中部とか勝山、大野になってくると、そういうわけにいかないんじゃないかと。

ルアーで釣るんだったら針の長さの規制、こういったものを明確にするべきだというふうに思います。

事務局：遊漁者に対してルアー釣りを認める際には、併せて針のこととかもトラブルが起こらないような書きぶりで、今の例えまで例示しようと思うんですけれども、そういった形で説明したいなと思っています。

九頭竜川中部さんでは、これはおとりあゆの規定なんですけど、針はおとりあゆの尾びれ末端から10センチ以内、リールの使用は禁止というふうに書かれていますので、恐らくこれは空かけづりに発展しないようなことを想定されていると思います。空かけづりに発展するようなおそれがあると考えられる場合は、そうならないような書き方も併せて検討したいなと思います。

原田会長：ほかに何かありませんか。

ないようですと、竹田川漁業協同組合の遊漁規則の変更に関しては認可することが適当であるというように県のほうに答申して御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

原田会長：では、そのようにさせていただきます。

それでは続けて、2件目の日野川漁業協同組合の遊漁規則の変更について、事務局から説明をお願いします。

事務局：よろしくお願いたします。

さきの議題に続きまして、日野川漁業協同組合の第五種共同漁業権の遊漁規則変更認可についてです。

用いる資料が12ページから始まります資料1-2となっております。

変更事項は通しページで言いますと12ページから始まる遊漁券の販売店の追加のみとなっております。

今回は販売店の追加1店舗ありまして、追加する店舗が資料の13ページから14ページにかけてつけてある新旧対照表の末尾、一番後ろです。南越前町のこの店舗が1店舗追加となるというような変更となっております。

それでは、15ページでございます。諮問文を朗読させていただきます。

福井県内水面漁場管理委員会会長、原田進男様。

福井県知事、杉本達治。

第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可について(諮問)。

福井県越前市松森町33-5-4 日野川漁業協同組合代表理事組合長 宮本俊から第五種共同漁業権遊漁規則の一部変更にかかる認可申請がありましたので、当該認可の適否について貴委員会の意見を伺いたく、漁業法第129条第4項の規定により諮問します。

記。遊漁規則の内容審議事項。

(1) 遊漁を不当に制限するものではないかどうか。

(2) 遊漁の額が当該漁業権に関する水産動植物の増殖および漁場の管理に要する費用に対して妥当なものであるかどうか。

変更の内容につきましては、遊漁を不当に制限するものではなく、また遊漁料の額に該当するものではございませんので、認可することが適当であると考えます。

日野川漁協の遊漁規則変更についての説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願いたします。

原田会長：説明が終わりました。ただいまの説明に何か御質問がありますか。

よろしいですか。

では、適当であるということに県のほうに答申することに御異議ございませんね。

(「異議なし」の声あり)

・第15次漁業権免許に関する内水面漁場計画（案）について

原田会長：では続いて、諮問事項の3つ目の議題になります。第15次漁業権免許に関する内水面漁場計画（案）について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：事務局から説明をさせていただきます。

まず、資料の確認をさせていただきます。

ちょっとばらばらになってて分かりにくいんですけども、右肩に資料2-1「次期漁場計画（案）に関する公聴会結果」というのと、次にホチキス止め、番号なしの分厚いもの、これが漁場計画の（案）。そして、右肩に資料2-2と書いているものになります。不足等ございましたら御連絡お願いします。

それでは、説明に入りたいと思います。今回の諮問内容について、これは資料2-1の裏面を御覧ください。

令和5年の4月7日に県から漁場計画（案）の設定に対する諮問がありました。

朗読しますと、

福井県内水面漁場管理委員会会長、原田進男様。

福井県知事、杉本達治。

第15次漁業権免許に関する内水面漁場計画（案）について（諮問）。

福井県内水面漁場計画（案）を別添のとおり作成したので、漁業法第64条第4項の規定に基づき、貴委員会の意見を求めます。

この諮問を受けまして、漁業法に基づいて諮問を受けた場合は、内水面の漁場管理委員会として公聴会を開くということになっていますので、この諮問に基づいて4月20日と4月25日に利害関係者から広く意見を聴取するために嶺南と嶺北でそれぞれ公聴会を開催いたしました。

それでは、資料2-1の表面を用いて説明したいと思います。

上に嶺南会場、下に嶺北会場というような資料となっています。

まず、嶺南会場から説明いたします。

嶺南会場で開催した公聴会には、原田会長と田辺委員に御参加いただきました。また、利害関係者として嶺南地区の漁協関係者計5名の参加がありました。

公聴会における意見としましては、資料にあるとおり、出席された4つの漁協共に「漁場計画（案）に異議なし」との意見をいただいております。

続いて、嶺北で開催した公聴会ですけれども、竹原委員、此下委員に御参加いただきました。また、利害関係人として嶺北地区の漁協関係者計11名の参加がありました。

公聴会における意見としましては、資料にあるとおり、出席された8漁協共に「漁場計画（案）に異議なし」とのことでした。

次に、ホチキス止めをしています資料につきましては、公聴会の際に配付した資料、漁場計画（案）。半分ぐらいの後ろに地図がついているんですけども、こちらが漁場図の（案）となります。

漁場計画の（案）については、3月の委員会で素案という形で報告させていただいているんですけども、そのとき以降、誤字脱字等の修正を行ったということはあるんですけども、大きな変更はございませんので、今回は説明を割愛させていただきますと思います。

次に、資料2-2を御覧ください。

この資料ですけれども、公聴会とは別になるんですけども、内水面漁場管理委員会に日本へら鮎釣り研究会という釣りの愛好会から漁業権に対する意見書が提出されましたので、その概要とそれに対する県の考え方を記載したものになります。

意見書は、現在、日野川漁協に免許されている内共第3号に含まれる滝波ダムが、漁業法に基づく漁場に該当せず、遊漁料を徴収してはいけないという主張になります。

概要をまとめていますので、その一部を説明したいと思います。

内共第3号に含まれる滝波ダムについて、主に河川部を説明します。

昭和62年の3月に多目的利用を兼ねた防災ダムとして完成。ダムに魚道はなく、魚類の往来はできない。ダムへ流入する川は、渇水期は極端に水流が少なく、雑魚が生息できる状況ではない。

ブラックバスやブルーギル、オイカワなどが生息しており、ヘラブナなどが産卵を行ってもその卵は捕食され、増殖は期待できない。

また、最後の項目に飛びますが、「なお、ここにいう「水産動植物の増殖に適している」とは、「放流魚が産卵をして増殖する。あるいは稚魚を放流して、これを大きくして増し増やすことに適している」ことをいい、決して魚を放流さえすればこれがすなわち増殖にあたることにはならないと考えます。」という主張です。

漁場計画は県が作成いたしますので漁場計画を作成する県の意見としましては、ここに記載のあるとおり、日野川漁協にも聞き取りを行ったんですけども、日野川漁協は滝波ダムも他の漁場と同様に、フナの放流、密猟防止の看板の設置、草刈りや清掃等、増殖活動や漁場整備活動を行っている。

これらの活動は、漁業法第169条の「内水面における第五種共同漁業の免許を受けた者が当該内水面における水産動植物の増殖を怠っている」には該当しない。また海面利用制度等に関するガイドラインにある「漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高める

ように漁場を活用している状況」に該当し、日野川漁協は滝波ダムを漁場として「適切かつ有効に」活用していると総合的に判断しています。

そのため、滝波ダムを漁場に含む内共第3号は活用漁業権に該当すると考えられますので、法第63条第1項第1号及び第2号並びに法第67条第2項の規定により、活用漁業権とおおむね等しい類似漁業権ということで漁場計画を作成する必要がありますので、漁場計画（案）として作成したということになります。

なお、日野川漁協さんとへら鮎釣りの愛好会の方とは、これまでも3回ほど意見交換など行いながら、昨年11月には共にフナの放流を行ったようなことも聞いていまして、今後も釣り人の意見も聞きながら、適切な漁場利用に努めていくということをお願いしております。

御審議いただきますようよろしくお願いいたします。

原田会長：ありがとうございました。今ほど説明がございました内水面漁場計画について、何か御意見ございますか。

ありませんか。

ないようですと、当委員会として内水面漁場計画について、適当であるということをお県のほうに答申することで、皆さんよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

原田会長：ありがとうございます。

以上で諮問事項の部を終了いたします。

・その他

原田会長：最後に、その他の事項に移ります。何か御発言ございますか。

事務局：報告が事務局から1つありますので、すみません、先に説明したいと思います。

最後につけています資料3を御覧ください。今後の漁業権更新に関するスケジュールとなっています。横書きのものです。

これ、左に年と月書いていて、真ん中に県水産課の作業、右側に本内水面漁場管理委員会が行うことというような表になっています。

資料内の赤字でお示ししているところが今回の委員会で実施している内容となります。

今後、水産課において委員会からの答申を基に漁場計画の作成及び公示を進めていきます。漁業法により漁業権の公示は、今回の免許予定日である9月1日の三月前までとされているため、5月31日までに公示を行います。

その後、6月以降、各漁協において臨時総会を開いていただき、漁業権申請を決議し、県に漁業権の申請をします。

受付の期間は6月1日から7月19日までの予定をしております。

免許の申請については、漁協に対する申請説明会を5月下旬を目安に開催する予定です。県では、その申請を受け付けた内容について審査し、本委員会に諮問しますので、また御出席をお願いいたします。時期は8月上旬を考えております。

以上で事務局からの説明を終わります。

原田会長：ただいまの件、何か御質問は。

事務局：申請に伴う臨時総会を開催していただくことになろうかと思うんですが、特別決議の事案になります。総代会ではなくて総会になりますので。

総代会制をしいているところは、申し訳ないですが、総会ということでもよろしくをお願いいたします。

竹原委員：これ、総会になるんでしょう。

事務局：そうです。申し訳ないですけど。

竹原委員：総代会しとるところは総会制になると大変です。

事務局：10年に1度、全ての組合員さんに広く周知していただくというのが趣旨でございます。

田原委員：ちょっといいですか。ホチキス止めの資料の大野市漁協、九頭竜ダムの入っている地図のところの、もしかしてこの九頭竜ダムの下のところに赤い囲みがあるの、これ禁漁区か何かですか。

事務局：漁業権の範囲としましてはこの青塗りというところになるんで、この赤いところは関係のないところではあるんですが。すみません。ちょっとこれが何なのかというのはまた作図を委託している会社に聞くことになろうかと思うんですけども、取りあえず漁業権には関わりのないところでおそらくはダム堤体の本体を示すものかと思われます。

田原委員：はい、分かりました。

原田会長：あと何でもよろしいので何かございませんか。

それでは特にないようですので、以上をもちまして本委員会を終了いたします。

本日は大変御苦勞さまでした。

事務局：ありがとうございました。